

公立大学法人前橋工科大学第3期中期目標
(令和7年度～令和12年度)

◇前文

本市では、社会情勢の変化、市民からの要望等を踏まえて、昭和２７年に開学した市立工業短期大学を改組し、平成９年４月に４年制大学として前橋工科大学を設置した。以後、大学は多くの学生を技術者として社会に送り出し、本市の産業振興や地域活性化に大きな役割を果たしてきた。

また、本市にとっては、１，３００人を超える学生が集うこの大学の存在そのものが、市内経済の振興や地域の活性化につながっていると考えられ、前橋工科大学はまさに本市の大きな財産となっている。

さらに、平成２５年４月からは、大学淘汰の時代に対応するため、公立大学法人に移行し、法人は第１期中期目標及び第１期中期計画に基づき大学運営を進め、第２期中期目標及び第２期中期計画により工学部を学科再編するなど、その内容を発展させてきた。

これらを踏まえ、法人の経営及び運営の責任者である理事長と、大学の教育研究の責任者である学長がそれぞれのリーダーシップを発揮し、法人の円滑な経営と大学の教育研究がさらに発展することを期待し、ここに公立大学法人前橋工科大学の第３期中期目標を定める。

「法人の目的」（公立大学法人前橋工科大学定款第１条）

この公立大学法人は、地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、地域に根ざし、かつ、世界に通用する教育と研究を通して、人間性と創造性豊かな高度専門職業人を育成し、もって地域の産業及び文化の振興並びに国内外の社会の発展に貢献することを目的とする。

1 第3期中期目標の期間

第3期中期目標の期間は、令和7年4月1日から令和13年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

(1) 学部及び学群

学 部	学 群
工学部	建築・都市・環境工学群
	情報・生命工学群

学群を令和4年4月1日から置いたことに伴い、社会環境工学科、建築学科、生命情報学科、システム生体工学科、生物工学科及び総合デザイン工学科は、これらの学科に学生が在学する間は、存続するものとする。また、その間における在学生の教育を保証する。

(2) 大学院

研究科	専 攻
工学研究科 (博士前期・後期課程)	環境・生命工学専攻

令和8年4月から博士前期課程において環境・生命工学専攻を置く。なお、従前の建設工学専攻、建築学専攻、生命情報学専攻、システム生体工学専攻及び生物工学専攻は、これらの専攻に学生が在学する間は存続するものとし、その間における在学生の教育を保証する。

(3) その他機関

名 称	役 割
図書・情報センター	前橋工科大学附属図書館の運営管理及び大学の情報ネットワークの構築及び運営管理を行う。
基礎教育センター	大学の基礎教育科目を編成し、その実施に当たる。
教職センター	大学の教職課程科目を編成し、その実施に当たる。
キャリアセンター	学生に対し、実践的かつ体系的なキャリア形成のための教育及び支援を行う。
地域連携推進センター	外部の諸機関等と連携して行う研究の推進に関する事務を行う。
ソーシャルデザイン研究センター	土木・環境分野、建築都市分野及び工学デザイン分野の多様な研究に取り組み、持続可能

	な未来の社会づくりに貢献する。
バイオサイエンス研究センター	情報科学分野と生命科学分野を融合させて多様な課題に取り組み、人々の健康で快適な暮らしを優しく支えるための革新的技術を創出する。

3 第3期中期目標達成のための中期計画の策定

法人においては、この中期目標を計画的・効率的に達成するよう中期計画を策定しなければならない。中期計画では、地方独立行政法人法第26条第2項各号に掲げる事項のほか、同項第1号及び第2号に掲げる措置の実施状況に関する指標を定めるとともに、目標達成のための具体的方策を定める等、確実かつ効果的に成果に結び付けていくよう工夫する。

4 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

(1) 教育に関する目標

ア 学部教育に関する目標

(ア) 学生の効果的な学修活動を支援するため、入学時から卒業までのカリキュラムの明確な体系化と内部質保証のためのPDCAサイクルを確立するとともに、学修成果の可視化による卒業生の資質・能力等の保証に取り組み、教育の質の向上を図る。また、デジタル分野などの社会環境の変化に柔軟かつ的確に対応できる能力を養い、市内産業分野をはじめとして社会の様々な分野で専門技術者として活躍することのできる人材を育成する。

(イ) 基礎教育センターを中心に、基礎教育科目を充実させ、専門教育を行うために必要な基礎学力を底上げし、基礎的で普遍的な知識・理解を身に付けさせる。また、語学力の向上に取り組み、グローバル化に対応し、国内外で活躍できる人材を育成するとともに、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材を育成する。

(ウ) 工学の各分野に対する高い関心と基礎的な学力を持ち、将来国内外の社会において活躍したいと考える向上心のある多様な人材を受け入れる。

イ 大学院教育に関する目標

(ア) 大学院においては、社会情勢の変化や時代のニーズに対応するとともに、内部進学を促進させるなど4年制の学部との教育的連携を確立し、教育の質の向上を図る。また、博士前期課程では専門的基礎能力の向上と研究能力の養成を行い、博士後期課程では先駆的・先進的な技術課題に取り組む能力を高め、豊かな創造性と主体性を備えた高度専門技術者及び研究

者を育成する。

- (イ) 大学院の入学者を確保するとともに、独創的な発想力と研究に対する実行力を持ち、専門分野を極めたいという意欲のある人材を受け入れる。

ウ 学生支援に関する目標

- (ア) 全ての学生が安心して学生生活を送れるように、履修、学修、メンタルヘルスに関する学生支援を充実させる。
- (イ) 学生の進路に係る相談及び支援を実施するとともに、市内企業との共同研究や技術相談等を通して、一層の連携強化を図り、学生が市内企業の情報に触れる機会を拡大する。

(2) 研究に関する目標

- ア 基礎から応用に至る幅広い研究を展開し、その成果を社会に還元することにより、持続可能な社会の発展に貢献する。
- イ 研究活動の向上を目的として、分野別や個別の研究にとどまらず、学内共同研究や分野横断的な研究の促進を図るとともに、科学研究費補助金等の競争的資金の獲得拡充を図る。
- ウ 産官学連携による組織横断的な研究及び地域における社会実験等を積極的に実施する。

(3) 地域貢献に関する目標

- ア 地域の教育機関及び周辺大学を含む産官学との連携を推進するとともに、市内産業、本市政策その他地域の喫緊のニーズを把握した上で地域社会に研究成果の還元を図る。
- イ 地域貢献に関する意欲を高めるため、地方自治体等が行う各種事業に教員・学生を積極的に参画させる。
- ウ 地域の将来を担うこども達に、工学の面白さや、生活と密接に関連する学問分野を知ってもらう機会を幅広く提供する。

(4) 国際交流に関する目標

- 教育と研究の充実を図るため、海外の大学・研究機関等との教員相互の連携を深めるとともに、留学生の受入や学生の留学環境の整備を実施する。

(5) 教員の資質向上に関する目標

- ア 教員の教育力の向上を目的とした研修等の取組を、組織をあげて積極的に実施する。
- イ 教員の人事評価については、研究の成果や実績に加え、教育や地域貢献活動における業績等の幅広い活動実績を総合的に評価できる制度を適切に運用し、効果を検証する。
- ウ 教員の採用については、公募制の厳正な運用により、大学にとって有用な人

材の確保及び育成を図る。

5 業務運営の改善及び効率化に関する目標

- (1) 教職員一人一人が、組織における役割を理解し、業務運営の改善及び効率化に向けて取り組むとともに、意思決定の透明性を図り、コンプライアンスを遵守できる体制を構築する。
- (2) 社会情勢の変化や時代のニーズに柔軟に対応しつつ、簡素で効率的な業務運営が図れる組織体制を構築する。また、職員の能力向上に努め、限られた財源と人的資源で効率的な大学運営を図る。
- (3) 教職員数について、中長期的な視点で人員計画を策定し、業務運営を的確かつ効率的に行うために必要な体制を整える。
- (4) 職員の人事評価については、職員の業績又は能力を総合的に評価することができる制度とし、適切に運用する。

6 財務内容の改善に関する目標

- (1) 公的資金を財源とする運営費交付金が法人運営資金に多く投入されていることから、財務運営の効率化を図り、法人としての信頼性を確保するとともに、経営基盤を強化する。
- (2) 自主的かつ自律的な大学運営を行うため、外部資金の積極的な獲得を図り、大学運営に必要な財源を確保する。
- (3) 大学の管理運営業務の効率化等により、管理的経費の抑制を図る。

7 自己点検・評価及び情報公開に関する目標

- (1) 自己点検・評価の実施に加え、第三者評価を定期的に受け、これらの評価結果を公表するとともに、評価結果を踏まえ、大学運営の改善に取り組む。
- (2) 市民や地域社会に対する説明責任を果たすため、大学の研究成果や社会活動状況をはじめ、法人の組織及び運営等の各種情報を積極的に公開する。

8 その他業務運営に関する重要な目標

- (1) 大学の知名度を向上させるため、特徴のある教育や研究成果、社会活動、就職状況等を積極的に発信する。
- (2) 施設の適切な維持管理及び情報セキュリティ対策の推進により、不祥事や事故等の防止を徹底する。また、災害発生時や大学の知的財産流出等の恐れが生じた際に、迅速かつ的確な対応が組織的に行える体制を整える。
- (3) 大学の施設及び設備については、学生の学ぶ環境を向上させるための整備や

改修を計画的に実施する。

- (4) 人権の尊重、男女共同参画の推進、環境への配慮など大学として社会的責任を果たす体制を整備する。